処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3101001	使用許可の取消し等	危機管理部	防災危機管理課		鈴鹿市河川防災センター条例	第5条第1項	有		
3102001	放置自転車等の移動命令	危機管理部	交通防犯課		 鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関 する条例	第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3102002	費用の徴収	危機管理部	交通防犯課		鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関 する条例	第16条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3102003	利用料金の納入	危機管理部	交通防犯課		鈴鹿市自転車駐車場管理条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3102004	利用許可の取消し	危機管理部	交通防犯課		鈴鹿市自転車駐車場管理条例	第10条	有		
3113001	手数料の徴収	政策経営部	財政課		鈴鹿市手数料条例	第2条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3113002	分担金の徴収	政策経営部	財政課		鈴鹿市分担金徵収条例	第2条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3113003	過料	政策経営部	財政課		分担金等の過料に関する条例	第2条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3113004	督促手数料の徴収	政策経営部	財政課		税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収 条例	第3条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3113005	延滞金の徴収	政策経営部	財政課		税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収 条例	第4条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3123001	行政財産の目的外使用料の徴収	総務部	管財課		鈴鹿市市有財産条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3123002	延滞金の徴収等	総務部	管財課		鈴鹿市市有財産条例	第11条	無	処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3131001	使用許可の取消し等	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市コミュニティセンター条例	第3条の2	有		
3131002	使用料の徴収	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市立公民館条例	第8条	無	法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3131003	使用許可の取消し等	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市立公民館条例	第9条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3131004	使用料の徴収	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市ふれあいセンター条例	第8条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3131005	使用許可の取消し等	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市ふれあいセンター条例	第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3132001	 隣保館使用料の徴収 	地域振興部	人権政策課		鈴鹿市隣保館条例 	第6条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3132002	 隣保館使用許可の取消し等 	地域振興部	人権政策課		 鈴鹿市隣保館条例 	第7条	無	処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3133001	使用料の徴収	地域振興部	男女共同参画課		鈴鹿市男女共同参画センター条例	第6条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3133002	使用許可の取消し等	地域振興部	男女共同参画課		鈴鹿市男女共同参画センター条例	第9条第1項	有		
3133003	団体の登録の取消し	地域振興部	男女共同参画課			第6条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3141001	利用料金の徴収	文化スポーツ部	文化振興課			第11条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3141002	利用許可の取消し等	文化スポーツ部	文化振興課		 鈴鹿市民会館条例 	第15条第1項	有		
3141003	利用料金の徴収	文化スポーツ部	文化振興課		鈴鹿市文化会館条例	第12条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3141004	利用許可の取消し等	文化スポーツ部	文化振興課		鈴鹿市文化会館条例	第15条	有		
3142001	使用料の徴収	文化スポーツ部	文化財課		佐佐木信綱記念館条例	第9条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3142002	使用許可の取消し等	文化スポーツ部	文化財課		佐佐木信綱記念館条例	第11条第1項	有		
3142003	資料の特別利用許可の取消し等	文化スポーツ部	文化財課		佐佐木信綱記念館条例	第11条	有		
3142004	市指定文化財の一定の行為の制限	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市文化財保護条例	第6条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3142005	許可の取消し等	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市資料館条例	第10条第1項	有		
3142006	資料の返還命令	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市資料館条例施行規則	第4条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3142007	許可の取消し等	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市考古博物館条例	第7条第2項	有		
3142008	観覧料の徴収	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市考古博物館条例	第8条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3142009	使用料の徴収	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市考古博物館条例	第8条第2項 第2条第2項, 別表第2	無	法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3142010	県指定史跡名勝天然記念物で,一定のものの停止及び許 可取消し	文化スポーツ部	文化財課		三重県の事務処理の特例に関する条例 三重県文化財保護条例施行規則	第2条第2項, 別表第3 の35の項 第39条第2項別表第2		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3143001	使用許可の取消し等	文化スポーツ部	スポーツ課		鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例	第9条	有		
3144001	図書館施設の使用の許可の取消し	文化スポーツ部	図書館		鈴鹿市立図書館条例 	第9条	有		
3151001	使用料の徴収	環境部	環境政策課		鈴鹿市斎苑条例 	第4条	無	法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3151002	騒音又は振動に係る改善命令等	環境部	環境政策課		三重県生活環境の保全に関する条例	第34条第2項	 有 		
3151003	建設作業に係る改善命令	環境部	環境政策課		三重県生活環境の保全に関する条例	第49条第2項	有		
3151004	違反行為者に対する改善命令	環境部	環境政策課		三重県生活環境の保全に関する条例	第55条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3151005	改善命令	環境部	環境政策課		三重県小規模水道条例	第14条	有		
3151006	給水の停止命令	環境部	環境政策課		三重県小規模水道条例	第15条	有		
3152001	資源物の収集又は運搬の禁止命令	環境部	廃棄物対策課		鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第10条の2	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3152002	申請手数料の徴収	環境部	廃棄物対策課		鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第20条第1項	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3154001	使用料の徴収	環境部	環境施設課		鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する 条例 鈴鹿古鈴が公寓動広場の記案及び管理に関する	第5条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3154002	使用許可の取消し等	環境部	環境施設課		鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する 条例 	第7条	有		
3161001	施設使用許可の取消	こども政策部	こども政策課		鈴鹿市子育で応援館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	有	计 人位于如阿甘进北三、0.74	
3162002	保育料の徴収	こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立保育所設置条例	第4条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3162003	一時預かり事業の利用決定の取消し	こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立保育所設置条例	第5条	有		
		こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立保育所設置条例	第5条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
							 	41.こいるため、放足が小女	
3162005	病後児保育事業の利用決定の取消し	こども政策部	こども育成課		<u>鈴鹿市立保育所設置条例</u>	第6条	有	法令等に判断基準が言い尽くさ	
3162006	病後児保育事業の利用料の徴収	こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立保育所設置条例	第6条第2項	無	れているため、設定が不要	
3171001	不正利得の返還命令	健康福祉部	健康福祉政策課		鈴鹿市災害見舞金条例 	第7条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3171002	補助金の支出の取り消し及び返還命令	健康福祉部	健康福祉政策課		鈴鹿市社会福祉法人に対する助成の手続に関す る条例	第5条第2項		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3174001	登録の取消し	健康福祉部	障がい福祉課		 鈴鹿市基準該当障害福祉サービス事業者の登録 等に関する規則	第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3174002	利用者負担額の徴収	健康福祉部	障がい福祉課		 鈴鹿市地域生活支援事業実施規則	第3条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
		健康福祉部	障がい福祉課		新鹿市児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関する規則			法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
					 鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関		****	れているため、故たが小女	
		健康福祉部	障がい福祉課		する条例	第12条	有		
3174005	利用許可の取消し等	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市療育センター条例	第12条	有	m // o +/ rus-tus-tus-tus-tus-tus-tus-tus-tus-tus-t	
3175001	過料	健康福祉部	保険年金課		鈴鹿市国民健康保険条例 T	第48条、第49条、第 50条	無	処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3176001	不正利得の返還命令	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第12条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3176002	督促手数料及び延滞金の徴収	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例	第5条,第6条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3176003	過料	健康福祉部	福祉医療課		 鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例	第8条, 第9条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3176004	損害賠償との調整による返還命令	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第11条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
2170001	は 田さ っ の取消し体	沙克拉拉	<u></u>		A 在十月時 L.> A 名向		<u>_</u>		
			地域医療推進課		鈴鹿市保健センター条例 	第7条		処分の先例がない、又は稀であ	
3181001	利用許可の取消し等	産業振興部	産業政策課		<u>鈴鹿市共同作業場条例</u> 	第4条		るため、設定が困難 法令等に判断基準が言い尽くさ	
3181002	使用料の徴収	産業振興部	産業政策課		 鈴鹿市共同作業場条例 	第5条第1項		太下寺に刊断基準が言いなくされているため、設定が不要	
3181003	立地環境整備の決定の変更又は停止等	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市工業振興条例	第12条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3181004	使用料の徴収	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市労働福祉会館条例	第6条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
<u>31810</u> 05	使用許可の取消し等	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市労働福祉会館条例	第10条	有		
3182001	使用料の徴収	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市伝統産業会館条例	第6条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
								処分の先例がない、又は稀であ	
3182002	使用許可等の取消し等	産業振興部	商業観光政策課		<u>鈴鹿市伝統産業会館条例</u> 	第8条		るため、設定が困難 法令等に判断基準が言い尽くさ	
3182003	使用料の徴収	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市観光自動車駐車場条例 2./6	第3条		れているため、設定が不要	

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3183001	使用許可の取消し等	産業振興部	農林水産課		命鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例	第7条第1項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183002	使用料の徴収	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関 する条例	第9条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3183003	船舟又はいかだに対する移動命令	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第5条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183004	放置物件の除去命令	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第8条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183005	占用料の徴収	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例 	第15条第1項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183006	許可の取消し等	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例 	第16条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183007	公益上の必要による許可の取消し等	産業振興部	農林水産課		 鈴鹿市漁港管理条例 	第17条第1項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3183008	過料 	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例 	第18条、第19条	無	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難	
3191001	 占用料の徴収(準用河川) 	土木部	土木総務課		鈴鹿市河川占用料徴収条例 	第2条	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3191002	許可の取消し等(法定外公共物占用等)	土木部	土木総務課		鈴鹿市法定外公共物管理条例 	第8条	無	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難	
3191003	占用料の徴収等(法定外公共物占用等)	土木部	土木総務課		<u>鈴鹿市法定外公共物管理条例</u>	第9条第1項	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3201001	屋外広告物設置許可の取消	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第17条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3201002	違反広告物に対する措置命令	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例 	第19条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3201003	代執行及び代執行費用の徴収	都市整備部	都市計画課		屋外広告物法,三重県屋外広告物条例	法第7条第3項,条例 第19条第3項	無	法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3201004	<u>監督処分</u>	都市整備部	都市計画課		三重県宅地開発事業の基準に関する条例	第13条第1項·第2項· 第3項·第6項·第7項	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3202001	使用料の徴収	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例 	第11条	有		
3202002	 許可の取消し等 	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例 	第13条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3202003	公園予定区域等における使用料の徴収(第11条準用)	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第16条		将来的に処分が見込めないた め、設定の実益がない	
3202004	公園予定区域等における許可の取消し等(第13条準用)	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第16条		将来的に処分が見込めないた め、設定の実益がない	
3202005	過料	都市整備部	市街地整備課			第18条、第19条、第 20条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3204001	入居決定の取消し	都市整備部	住宅政策課		鈴鹿市小集落改良住宅管理条例	第7条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3204002	過料	都市整備部	住宅政策課		鈴鹿市小集落改良住宅管理条例	第22条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3204003	入居決定の取消し	都市整備部	住宅政策課		鈴鹿市市営住宅条例 	第10条第5項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3204004	社会福祉法人等への使用許可の取消し	都市整備部	住宅政策課		鈴鹿市市営住宅条例 	第49条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
3204005	過料	都市整備部	住宅政策課		 鈴鹿市市営住宅条例 4 / 6	第60条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3303001	農業集落排水設備の新設等に関する改善命令	上下水道局	営業課		鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第8条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3303002	農業集落排水使用料の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第12条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303003	農業集落排水分担金等の徴収	上下水道局	営業課		<u> </u>	第2条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303004	過料(農業集落排水)	上下水道局	営業課		鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第17条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3303005	排水設備指定工事店の取消し等又は一時停止	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第7条の8第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303007	下水道使用料の徴収	上下水道局	営業課		<u>鈴鹿市公共下水道条例</u>	第17条第1項	無	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
3303008	改善命令	上下水道局	営業課		<u>鈴鹿市公共下水道条例</u>	第20条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3303009	手数料の徴収 (排水設備指定工事店)	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第26条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303010	過料 (公共下水道)	上下水道局	営業課			第30条、第31条、第 32条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3303011	下水道使用料の追徴	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第17条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303012	下水道受益者負担金延滞金の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第12条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303013	下水道区域外流入分担金の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関 する条例	第5条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303014	下水道区域外流入分担金延滞金の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関 する条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3303015	過料 (水道事業)	上下水道局	営業課		鈴鹿市水道事業給水条例	第36条、第37条	無	性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	
3303018	分担金の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市水道事業給水条例	第11条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
3303019	手数料の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市水道事業給水条例	第29条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3306001	対象事業者への計画変更命令	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第8条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3306002	対象事業者への改善命令等	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第14条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3306003	対象事業場の事故時の応急措置命令	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第16条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3306004	地下浸透の改善命令等	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第23条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3306005	揚水設備の許可の取消し等	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第35条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3501001	使用許可の取消し等	消防部局	消防総務課		鈴鹿市コミュニティ消防センター条例	第5条	有		
3999001	一般廃棄物処理手数料の徴収	環境部	複数課	廃棄物対策課, 環境 施設課, クリーンセン ター	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第14条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3999002	産業廃棄物処理手数料の徴収	環境部	複数課	廃棄物対策課, 環境 施設課	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第22条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3999003	占用料の徴収(鈴鹿市道路占用料徴収条例第2条、別表、 第4条準用)	複数部局	複数課	河川雨水対策課, 経営企画課	鈴鹿市公共下水道条例	第23条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
3999004	占用の許可の取消し等	複数部局		河川雨水対策課, 経営企画課	鈴鹿市公共下水道条例	第24条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3999005	使用許可の取消し	複数部局		教育総務課, 子ども 政策課	鈴鹿市立学校施設使用条例	第8条	有		
3999006	行政財産の目的外使用料の徴収	上下水道局		経営企画課,下水道工務課,水道施設課	鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程			法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3999007	延滞金の徴収等	上下水道局		経営企画課,下水道工務課,水道施設課	鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程			法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
3999008	行政財産の使用許可の取消し	上下水道局		経営企画課, 下水道 工務課, 水道施設課		第238条の4第9項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	